

第 26 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和 4 年 7 月 25 日、午前 9 時 30 分、農業委員を足利市役所に召集し、第 26 回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜			9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、松崎茂夫、長竹武男、鶴田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、萩原晴夫、齋藤 幹、沖山匡弘、岡田哲也、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃、副主幹 齋藤玲子、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は 14 名であります。</p> <p>欠席委員は 8 番 柏瀬委員であります。</p> <p>推進委員の出席は 19 名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第 29 条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べるすることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第 2 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第 3 議案第 1 号から議案第 3 号までについて</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について</p>
----	--

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達しておりますので、これより第26回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時37分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。
議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【異議なし】

異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。
5番 清水委員、12番 河内委員を指名いたします。
ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、総括表に基づきましてご報告いたします。

農地法第4条の届出は、件数が2件、筆数が2筆、面積が1,124㎡です。
農地法第5条の届出は、件数が18件、筆数が25筆、面積が9,522.16㎡です。
合計いたしまして、件数が20件、筆数が27筆、面積が10,646.16㎡です。

詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから8ページまでに掲載しております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の9ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

7月の申請件数は1件でした。
1番、申請地は大沼田町地内の田、594㎡です。

譲受理由は、自宅に近く耕作に便利なためで、譲渡理由は、高齢で耕作が困難であり手放したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、3条許可申請1件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

14番 赤坂委員。

14番

14番 赤坂です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の23ページをご覧下さい。

調査年月日は令和4年7月14日、木曜日、午前9時から、調査班は遠藤運営委員長を班長といたしまして、岡村委員、森山委員、河内委員、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったものであります。譲受人の自作地については、合計14筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の自宅に近接しており、営農する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

鶴田推進委員

譲受人は、米作りに熱心であり、特に問題はありません。

議長

では、ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

7月の申請件数は6件、うち一般住宅5件、太陽光1件でした。議案書の後半にある個別の調査書を見ながらご説明いたします。

では、議案書 24 ページをお開きください。

1 番、申請地は小俣町地内の田、1,084 m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル 238 枚を 525.98 m²に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第 2 種農地です。調査書の各項目とも適正なものと判断します。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書 33 ページをお開きください。

2 番、申請地は川崎町地内の畑、465 m²です。

施設の概要は一般住宅 1 棟で、延床面積 117.99 m²を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第 1 種農地です。調査書の各項目とも適正なものと判断します。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書 34 ページをお開きください。

3 番、申請地は板倉町地内の田、415 m²です。

施設の概要は一般住宅 1 棟で、延床面積 86.12 m²を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、土地改良事業実施区域のため、農地区分は第 1 種農地です。調査書の各項目とも適正なものと判断します。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書 35 ページをお開きください。

4 番、申請地は百頭町地内の畑、430 m²です。

施設の概要は一般住宅 1 棟で、延床面積 112.20 m²を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第 2 種農地です。調査書の各項目とも適正なものと判断します。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書 36 ページをお開きください。

5 番、申請地は下渋垂町地内の田、306 m²ほか 1 筆、計 322 m²です。

施設の概要は一般住宅 1 棟で、延床面積 124.20 m²を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第 2 種農地です。調査書の各項目とも適正なものと判断します。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書 37 ページをお開きください。

6 番、申請地は福富町地内の田、250 m²ほか 1 筆、計 330 m²です。

施設の概要は一般住宅 1 棟で、延床面積 105.99 m²を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定および所有権移転の売買、農地区分は第 2 種農地です。調査書の各項目とも適正なものと判断します。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5 条許可申請 6 件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

本件は先に 1 番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

議長

1 1 番

1 1 番 森山委員。

1 1 番 森山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の 2 5 ページをご覧ください。

調査年月日、調査班は、議案第 1 号と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5 条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、佐野市で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大を目的に申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

低圧の発電設備用地として必要な広さを確保できる土地を市内で探したところ、本申請地が条件に合致したとのことでした。

発電出力は 9 9 . 9 キロワットで、売電単価は税抜き 1 4 円 / kWh、年間約 1 3 0 万円の売電収益となり、1 2 年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用は親会社からの融資で賄います。

事業計画によると、申請地内の土砂で整地を行い、土砂と雨水の流出を防ぐための堰堤を設けます。

また、東に隣接する農地への進入を考慮し、南側は境界から 2 m 程度後退した位置にフェンスを設けます。工事着工前に整地を兼ねて大規模な除草を行い、その後は年に 2 ~ 3 回、親会社に除草を委託するとのことでした。

なお、パネルを廃棄処分するための積立金として、年間の売電額の 5 % を別口座に積み立てることにしているそうです。

申請地は、東は田、北は田、南は田、西は道路です。水路機能が維持されれば残存する農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は小俣町北部の第 2 種農地であり、申請人の実情から転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

萩原推進委員

現地を確認したところ、特に問題はありません。

議長

では、ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第 2 号 1 番はそのように決定いたしました。

続いて 2 番から 6 番までを上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、2番から6番まではそのように決定いたしました。
続いて議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の12ページをお開きください。
議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。今回は令和4年7月29日公告予定分であります。
議案書の13ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が13件、面積は28,881.01㎡です。所有権移転は3件、面積は5,378㎡です。
詳細につきましては、貸借権設定が14ページから17ページまでに、所有権移転が18ページに掲載しております。
以上、審議の後、承認をいただきましたら、7月29日付けで公告の手続きを行います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

3番 3番 石橋委員。
3番 石橋です。貸借権設定の申請番号1番及び2番の受人である法人は、この農地で何を栽培する予定でしょうか。また、この法人が所有する農地では、現在、ハウス内で何も耕作されていないようです。

副主幹 申請地では露地ナスを栽培する予定だと聞いています。また、既存ハウス内はきれいに耕起され、一部にネギが定植されているのを事務局が確認しています。

議長 補足ですが、この法人は昨年、代表者が亡くなり、息子に代表権が移っています。既存農地はきれいに耕うんされ、JAのなす部会にも入会することとで、誠意が見られます。引き続き、見守っていくこととしたいと思います。
それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号はそのように決定いたしました。
以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。
続いて報告事項 農地所有適格法人の報告書について、事務局の報告を求めます。

副主幹 議案書の19ページをお開きください。
農地所有適格法人の報告書について、ご説明いたします。
今月は3法人から報告がありました。1番及び2番の法人につきましては、記載のとおりすべての要件が満たされており、14日に開かれた運営委員会において、適格であることをご了承いただいております。

3番の法人につきましては、左から2つ目の要件であります、太枠で囲った事業要件が要件を満たしておりませんでした。障がい者による農作業が、農業関連事業に含まれないためです。農地法第2条第3項第1号の規定により、農地所有適格法人の主たる事業が農業及び農業関連事業であること、具体的には、売り上げの過半が農業及び農業関連事業によるものであることとされており、ただし、要件を満たしているかどうかは、直近の3か年の状況により判断することとされており、今回直ちに要件不適格となるものではありません。今後の状況を注視していくということで、運営委員会でもご了承をいただいております。

以上、ご報告いたします。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

14番 赤坂委員

14番 赤坂です。

3番の法人が、このまま要件を満たさない場合は、どのような扱いになりますか。

副主幹 幸い、この法人は貸借のみで経営農地を確保しているもので、一般法人として解除条件付きの契約を追加していただくことで対応できます。所有地がある場合は、他の農業者へ農地の利用を促す、いわゆる斡旋を、農業委員会が行うこととなります。

議長 ほかに、ご意見はございますか。

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第26回 足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時10分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年8月25日

足利市農業委員会

5番委員

12番委員